

令和5年1月25日

第1回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第1回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日		令和5年1月25日				召 集 場 所		加須市民プラザ 多目的ホール			
開会の日時		午後1時57分				閉会の日時		午後3時47分			
会 長		小 倉 和 夫				職 務 代 理		柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名		出	欠	議 席	委 員 氏 名		出	欠		
1	野 口 悦 夫		○		9	瀬 下 京 子		○			
2	江 川 芳 夫		○		10	小 川 達 男		○			
3	中 島 利 雄		○		11	柳 田 浩		○			
4	松 本 昇		○		12	小 倉 和 夫		○			
5	山 岸 和 男		○		13	早 川 初 男		○			
6	嶋 村 淨		○		14	関 口 豊 充		○			
7	佐久間 尉 匡		○		15	新 井 明 弘		○			
8	松 村 文 夫		○								
					加須市農業委員会事務局						
					局 長 駒 宮 敏 之						
					次 長 前 島 勝 己						
					主 幹 藤 間 みゆき						
					主 幹 新 井 昌 典						
					主 幹 関 田 毅						

開会 午後 1時57分

○局長（駒宮敏之君） 皆さんおそろいですので、令和5年第1回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理からご挨拶をお願いいたします。

————— ◇ —————

◎開会の宣告

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は今季一番の寒さの中での会議となりましたけれども、皆様、ご多忙の中にもかかわらずご出席をいただきありがとうございました。

また、今年初めての会議ということでございますので、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより令和5年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。

————— ◇ —————

◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小倉会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、あけましておめでとうございますというにはちょっと日にちが過ぎました。

今日は本当に10年に一度の寒さというか、寒波ですので、朝起きて氷を割ってみたら2.5センチぐらい厚さがありました。寒いかなと思いますけれども、大変ご苦労さまでございます。

第1回の総会というということで、思い起こすとこの3年間コロナ禍ということで、今までの農業委員会の総会に伴ういろんな推進委員さんとお互いに意見交換をうまくやりながらやってきたところでありますけれども、これに寸断されてしまったというところでございま

す。同じメンバーで3年間やってまいりましたけれども、あと2回で、総会、今日を含めて3回ということで、終了となるわけですが、大概卒業旅行ぐらいはと思っていたんですけれども、かなわず大変ご迷惑をおかけしました。

各地区の農業委員会の様子を伺いますと、やはり同じようで、卒業旅行どころか、ちょっとした意見交換会もできないという、同じような現状でございます。そういった中で皆さんの責任感を持って今運営をしていただきまして、それぞれの意見を集約することができました。

今後におきましても今年の3月をもって新しい農業委員さんのスタートを切るわけですが、それに生かしていければ幸いかと思います。

言葉は整いませんけれども、最初の第1回の総会ということで、皆さん方には慎重審議をよろしくお願い申し上げまして、言葉は整いませんけれども、会長としてのご挨拶といたします。今日もよろしくお願い申し上げます。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会ですが、全員、15名の方ご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◇ —————

○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願い申し上げます。

————— ◇ —————

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） それではよろしくお願いします。

日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

14番 関 口 豊 充 委員

15番 新 井 明 弘 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

1月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。現地はこれはの南に面する、ちょっと高い土地なんですけれども、物は何も作ってなくて、草は適正に管理はされておりました。こちらの方が譲受人が ということで、地元ではないので、後で事務局に電話をして、自宅の電話番号を教わったんですけれども、これ、位置図の一番東のほうに小さく とありますけれども、これ さんといって、私より年が1個下で、 に勤めておりますので、仕事柄よく会いますので、すぐ地元ということで、そちらに電話したほうが早いかなということで訪ねてみたところ、譲受人の さ

んは で、 さんと親子関係ということです。 ということなので、ちょっとかなり高齢ということだとは思いますが、直接話を聞きに行っても何なので、どんな感じなんですかと聞いたところ、真面目に、何ていうんですか、農作業のほうは行っているということで。 君、悪いんだけど、自分が持っている資料には の住所が出ていないんだけど、どの辺なんだっけかなということで聞いたところ、ちょっと何年か前に火災がありまして、自宅が全焼してしまいまして、作業場とか、農機具等は無事だったので、取りあえずアパートを借りて、そこから通って、今のところ仕事のほうはしているということでした。

これはあまりちょっと正確な話ではないので、ちょっとどうかなと思ったんですが、この辺は白地の農地になっておりまして、半年ぐらい前、地元の人で話し合って、建て売り住宅も建てられるんですが、できたら大きな物流倉庫を造ってもらって、雇用も生まれますので、地元の市議員さんと相談をしたところ、何かいろんな手続が必要で、やるとしたら3年ぐらいかかってしまうというようなことで、話をちょっと聞きましたので、それに伴って、今回贈与ということで、これはあまり言いたくないんですが、白地の農地ですから、おやじ悪いけれども、これ名義変えてくれよということで、手続になったのかなというふうに考えておりますので、特段問題はないかと思っておりますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですが、ちょっと確認させてください。

譲渡人の さんは親で、 さんがお子さんということでの親子間での贈与となっているんですが、 さんという、施設入っているみたいですが、保有農地はこれしかないのですか。その他の農地はどういうふうになっていたんでしょうか。管理がどうなっていたのか。ちょっとイメージが湧かないので、教えていただければと思います。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

一応、これ96アールと借受地とありますので、ちょっと事務局に連絡をして、これはどういった内容なのかなということで聞いたところ、地元で中間管理も行っておりますので、このほかに青青の農地がありますので、そちらのほう等は借りている土地があるということで、合計で96アールということでございました。だから、これ以外にも少しは残っているということです。

以上です。

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。

○11番（柳田 浩君） 今の保有の農業地、 さんの保有の農地はまだいっぱいあるんですか。

○7番（佐久間尉匡君） まだ、まあまあ、全部ではない。これ96アールのうち、ほとんどがお父さんの名義で若干借りている合計が96アール。それどれぐらいまでというのは、事務局に電話したんですけれども、こんな感じですよというような形で、事務局、今分かればちょっと。

○11番（柳田 浩君） 事務局のほうで確認していただければありがたいんですが。

○事務局（藤間みゆき君） さんが所有者の筆がほかにもありまして、一覧表が添付されているんですけれども、全部で9筆ありまして、借受者、 さんが耕作しているということなんです。

○事務局（前島勝己君） お父さんの農地を借りて、息子さんが96アール、大体1町ぐらいやっているということですね。

○11番（柳田 浩君） 今度のは贈与なんだ。

○事務局（前島勝己君） 贈与となります。

○11番（柳田 浩君） 経営移譲で譲るというなら分かりやすかったんですけれども、だから、それがイメージが見えなかったの、そこはそれであれば経営移譲してもらって、せがれさんが全部引き継いで農業をやるんだということだよな、全然できないし。一部というのと、税金対策というのがあるかもしれないけれども、いまいち分かりづらかったの、でちょっと確認をさせていただきました。ありがとうございました。

○7番（佐久間尉匡君） すみません。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

1月20日に、推進委員の石川さんと現地確認、 さん宅で聞き取りをしました。

さんと さんは、これ自宅は隣同士なんです。 さんは相続で土地を取得しましたが、高齢と後継者もいないことから、 さんに買ってもらうということで話がまとまり、今回の申請となりました。

あと、申請地なんです、右側が さんが今までどおり借り受けてやっているところで、今後も今までどおり作付をするということで、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は、遠方に住んでおり耕作できないため、また、昭和52年10月21日付、住宅敷地として5条許可により本申請地を取得しましたが、住宅を建築しないこととなったため、今回の申請

となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月21日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲受人の さんからお話を聞いてまいりました。親が死んだときに、これ弟なんですけれども、 さんというのは、兄ちゃんこの330ほどをもらったそうなんです、相続で。それでも婿に行っちゃったんですよね、この弟さんが、 さんという家へ。だから、今は土地が要らなくなっちゃったということで。お兄さんが買ってくれるということで、相談がまとまり、こういうことになったそうです。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 皆さんの確認の意味で、前回のときに、ここに表記してある経営状況は取得前なのか、後なのかという結論をまず聞かせていただければ理解しやすいので、よろしくをお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） 事務局です。

すみません、冒頭に申し上げればよかったんですけれども、この譲受人の経営状況というのは、今までも取得前の現在の状況ということで、今回審査するに当たりましては、今回の売買などをするこの面積と、この経営状況に書いてあるアールです、単位が違うので申し訳ないんですけれども、足して50アール以上になるかというところで、審査をいただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の２件を議題といたします。

初めに、１番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図４ページ及び土地利用計画図の４－１をご覧ください。

本案件は、自己用住宅敷を拡張し、駐車場として利用するもので、令和４年７月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、自己用住宅の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１０番（小川達男君） １０番、小川です。

この案件につきましては、去る１月２１日に、推進委員の橋本さんと共に、この申請者の自宅に訪問いたしました。そして、申請者である さんの同席の下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。現地には、前回取り調べた時点にもお伺いしたんですけれども、以前はここの県道まで桜の大木が数本ありまして、現在はそれが全て伐木されまして、更地の状態になっておりました。

そして、今回の申請に当たりましては、仕事の関係で同居家族が増えるということで、このような申請になったという話でありました。

以上の点から、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

まず、この土地を さんと、これ でしょうけれども、49畝で取得した、いつ取得したのか。それから、これ農地だから持っているわけなのに、畑を持っていること、それからもう1点、 さんは分家住宅、多分そう。500平米を超えているんじゃないかと思うんですけれども、その辺の判断はどうするのか、その2点、お願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） 事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） 最初のご質問で、いつ さんが取得したか。

○2番（江川芳夫君） 農地をね。

○事務局（藤間みゆき君） 農地を、はい。

○2番（江川芳夫君） 取得できないと思います。

2分の1だから、その さんというのが 、その旦那さんが2分の1、だから、農地をやっていない人がなぜ2分の1ずつ畑を取得できる。その辺はしっかり聞きたい。

○事務局（藤間みゆき君） 今、 というのは、分筆して になったんですけれども、その前の のほうが所有権移転は、昭和61年3月10日に時効取得ということで、 んと さんが2分の1ずつということで取得しておりまして、その後、令和4年に分筆して、この というのができているということになっております。

○2番（江川芳夫君） ちょっともう一度。どこを時効取得したのですか。それで分筆したというのは、もう一度言ってください。

時効取得したのは49じゃないんだ。もっと大きいんだ。それを分筆して49にしたんだ。そうすると残りは何になっているんですか。

○事務局（藤間みゆき君） 畑のままです。

○2番（江川芳夫君） まだ残っているの。

○事務局（前島勝己君） 145平方メートルを49平方メートルとそれ以外に分筆した形です。

○2番（江川芳夫君） これのどこですか。 と にやったのかな。

○事務局（藤間みゆき君） はい、そうです。

○事務局（前島勝己君） はその南側の道路のほうです。

○2番（江川芳夫君）　じゃ、　　　　　　　　があったのか、それを時効取得して、
は今でも　　さんの、時効取得のは持っているのですか、農地のまま。

○事務局（前島勝己君）　持っています。

○2番（江川芳夫君）　持っていますか。

○事務局（前島勝己君）　はい。

○2番（江川芳夫君）　大き過ぎたので　　を切って49にしたということですね。

○事務局（前島勝己君）　はい。

○2番（江川芳夫君）　そうすると、もともとの筆は　　　　　　　　の面積は幾つですか。50
0を超えませんか。

○事務局（藤間みゆき君）　求積図によりますと、499.29平米となっております。

○2番（江川芳夫君）　だから、当時、分家住宅として、これ多分、分家住宅なんだよ。何で
これ分家としたか分からないけれども、分家とした。500という制限があったので、50
0で切ったと、そこが原因と。今回、分家だからもうそれでアウトじゃないかと私は思うん
だけれども、その辺どうでしょうか。

○事務局（藤間みゆき君）　自己用住宅で、おおむね500平米という基準がありまして、そ
のおおむねというところが通常1割程度と考えられるとういうところがありまして、今回、
49平米ということで、おおむね500平米というのに当てはまるという考えで受付をして
おります。

○事務局（前島勝己君）　おおむね1割は許容範囲であり、除外も同じ形となります。

（「除外通っちゃった」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君）　除外通ったらしょうがない。それはね。

○事務局（前島勝己君）　はい。

○会長（小倉和夫君）　よろしいでしょうか。

○2番（江川芳夫君）　これは確信犯だよね。それは1割というのは見越して切っているんだ
と思うんだよね。当時は500で目いっぱい、当時だって550すればよかったのを分筆
して、500に切ってあるわけだから、だから、桜の木を植えてあって、畑として利用して
いないんだから、違反転用したんだから、一時ね。そういう状態もあったから、あえて申し
上げたわけです。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図 5 ページ及び土地利用計画図の 4-2 をご覧ください。

本案件は、公共移転により農家住宅を建築するもので、令和 4 年 2 月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番(柳田 浩君) 11 番、柳田です。

この案件につきましては、1 月 17 日に代理人であります行政書士の さんに立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。まず、理由につきましては、ここに書いてあるとおり、中川の河川改修、拡幅改修に伴う移転ということで、移転がまずあったということございまして、さらに、2 月にもう既に除外の審議も終わっている内容でございました。一応現地に確認させてもらいまして、特に問題ないというふうに再度の確認をさせていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2 番の豊野地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお

願います。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の17件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図6ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

1月21日、推進委員の川島さんと2人で、譲渡人の さん宅を訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。

現地につきましては住宅街であり、またその場所につきましても、インターが近いとあり、また、長屋住宅という形で、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 7 ページ及び土地利用計画図の 5－2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（野口悦夫君） 1 番、野口です。

やはり、1 月 21 日、推進委員の川島さんと 2 人で、譲受人の さん宅を訪ね、また、現地を見、話を伺ってまいりました。

話をお伺いしてみると、協議離婚中という形で、なかなか細かいことまで聞けなかったんですけれども、何か協議離婚中で離婚した場合に、奥さんにあると困るという形で、自宅とすぐ隣なんです。そこに建てるという形で、これもやむなく許可相当というふうになりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図8ページ及び土地利用計画図の5－3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、1月21日に推進委員の川島さんと2人で、譲渡人の さん宅を訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。

さんにつきましては、今年 という形で、話を伺おうとしたんですけども、この場所につきましても住宅街であり、また建て売り住宅という形で何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図9ページ及び土地利用計画図の5－4の1、2、3をご覧ください。

本案件は、譲受人が申請地を陶芸教室の倉庫敷として使用していたが、農地であることが

判明したため改めて申請し、売買により取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され始末書が添付されており、陶芸教室の近接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、1月21日、推進委員の川島さんと2人で、譲受人の さんです、宅を訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。

さんにつきましては、私は同級生で、もう当時から陶芸教室をやっておりました。そのときに、隣接の さんですか、 さんは になっておりましたけれども、当時はすぐ さんの隣におうちがあるので隣に住んでおりました。そこを借りて、何か陶芸教室の倉庫です、無断でやってみたいです。ただ、事務局説明ありましたとおり始末書も出ていますし、また、長年ということで、やむなく許可相当と判断してまいりましたが、慎重なるご審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、ちょっと理解できていないので確認させてください。

この土地全部が494平米の畑であって、その中にこの建物全部が建っていたということなんですか。それとも建築Bだけのところは違反であって、是正というか、正式に許可取りたいという意味なのか、ちょっと分からなかったんですけれども。建物全体がという理解でいいんですか。

○1番（野口悦夫君） 自宅から南に向かっていくんですけれども、細長く、本当に狭いところなんです。それで、倉庫ができているんですけれども、車が出入りできません。倉庫といっても大した倉庫じゃないんですけれども、建てたそのままになっているようです。長年そのままで来たそうです。

○11番（柳田 浩君） 理解できました。ありがとうございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

転用に当たって、違反転用で、例えば工作物があった場合に、基本的には更地に戻してというような、前、そういう話がありましたけれども、住宅の場合は、やむを得ないのかなというような判断をするようなケースがあるというのを伺ったことがあるのですけれども、こういった倉庫の場合、そういった農地に一旦戻してから、改めて造り変えるその線引きとかというラインというのは、どの辺をイメージしているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○会長（小倉和夫君） 宅地でも住宅地を倉庫の違いですね。取扱い。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時52分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、休憩を解いて。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 10 ページ及び土地利用計画図の 5-5 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅 5 棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（野口悦夫君） 1 番、野口です。

やはり、1 月 21 日、推進委員の川島さんと 2 人で、譲渡人の さん宅を訪ね、現地を見、また話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんと さんは、これは兄弟で、この土地を相続でもらったそうです。場所的にもインターも近いしということで、建て売り住宅ができるという形で、売買の話になったそうです。

何ら問題なく許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 11 ページ及び土地利用計画図の 5-6 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自宅に店舗を増築して店舗併用住宅とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、1月21日、推進委員の川島さんと2人で、譲受人の さん宅を訪ね、また現地を見、話を伺ってまいりました。

話によりますと、自宅、 さんと さんは親子関係で、自宅、 さんの前へ、分家として出ているわけでございますけれども、そこへ今、畜産農業をやっているわけなんですけれども、畜産物の加工品の販売もするという形で、店舗兼併用住宅という形で、店舗を造るそうです。

何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

畜産農業というのは、畜産、何を飼っているんですか。豚とか。

○会長（小倉和夫君） 豚だよ。

（「豚」と言う人あり）

○6番（嶋村 浄君） 豚ですか。分かりました。

○1番（野口悦夫君） 譲受人の さんが畜産で豚を飼っております。 のほうですか、で飼っております。

○11番（柳田 浩君） これは隣というのは、自分の土地なんですか。

○1番（野口悦夫君） さんと さんと親子関係で、 さんの前の土地を借りて、 さんが出ています。

その脇が、やはり農地なんですけれども、そこへ一応住宅をちょっと増築して、畜産の加工品の販売をするという形で、店舗兼併用住宅という形で、住宅の増設と店舗を造るそうです。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけれども、ちょっと事務局に確認させてください。

店舗はこの区域建てられるんでしょうか。住宅兼ならばオーケーなんじゃないでしょうか。兼用じゃなかったら建てられるのが、都市計画法34条11号でイメージ湧くんですけども、店舗を建ててもいいですか、市街地、それがちょっと勉強になるのでお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） 開発のほうは許可見込みありということなので大丈夫ということと、第2種農地ですので、ほかに代替地がない場合は、建てられるということで、大丈夫だと思います。

○11番（柳田 浩君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図12ページ及び土地利用計画図の5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

なお、前回の総会でご意見のありました、追加申請が多いため、二重で許可を取っていないかという点につきましては、許可履歴を確認しましたところ、二重で許可を取っている筆はございませんでした。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

1月16日、推進委員の小山さんと2人で現地確認を行いました。現地は周りがほとんど太陽光のパネルがもう出来上がっているんですけども、この辺、少しだけちょっと取りか

かっていないような状態で、この土地利用計画図のほうに細かく道路等いろいろ見えていますが、何かきれいにもう平らにされてしまって、どこがどこだか分からないような状況で、草は生えておりませんでしたけれども、この　　と　　のほうは、許可が取っているのか、まだ着工はしておりませんでしたけれども、そんなような状況です。

こちらの資料に、　　さんという方で、携帯の番号がございまして、ちょっとこちらのほうに電話をして、譲渡人の　　さんの、ちょっと電話番号を教えてもらえませんかということで聞いたところ、何か本人の許可を取らないと教えられないということで、そうですかということで、どんな人でしたかということでちょっと聞いたところ、年が　　ちょっと前ぐらいで、　　をやっていますということで、ああ、すみません、俺、同級生でしたということで、ちょっと思い出して、この位置図の譲受人、　　という、この下のほうに書いてありますけれども、その　　ということで、これが　　やっている　　さんの家です。この右下のほうですか、ちょっと分類していませんけれども、そこが　　さんの実家といいますか、前の家で、ちょっと訳あって　　のほうに住んでいるということなんですけれども、ちょっとお嫁さんとも話したところ、前の、親の代で、全部ではないんですけれども、この辺ちょっといろいろビニールハウスとかありましたので、その辺はちょっと太陽光に協力しないで、どうしようかなということで粘っていたんですけれども、代が代わりまして、このまま持っていても持て余すと言っては変ですけれども、徐々に売却したいというような話を、その辺聞いておりましたので、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君）　14番、関口です。

ちょっと参考にお伺いしたいんですが、この位置図のほうで見ますと、申請地のすぐ右側が道路があるようにうかがえるんですが、この道路を使ってこの申請地とかある辺りが畑だと思うんですけれども、そちらを耕作している方がいるのかと思うんですけれども、ただ、配置図から見ていきますと、この④⑩と③⑨の間のところあるのは道だと思うんですけれども、これを上へ上がっていくと、かなり狭いような道で、この道を使ってその申請地と書いてある上の部分の農地のほうの出入りとかというのはキープできるのかどうか、ちょっとその辺を確認させてください。

図面が見づらいんだけど、④⑩と③⑨の間に細いのがあるんだけど、ここを通過して出入りは可能かどうかということは結構。

○事務局（関田 毅君） この へのすぐ右側の道路は、2 トンは通れると思うんです。

○1 4 番（関口豊充君） この幅だと通れますか。

○事務局（関田 毅君） 通れると思います。

○1 1 番（柳田 浩君） まだ広がるんですか。これで終わりなんですか。遊休地はあるんですか。遊休地は大体いっぱいになってきたようなイメージがするんだけど。

○事務局（関田 毅君） の左側はまだ畑は残っています。

○1 1 番（柳田 浩君） ああ、残っているんだ。 か。

○2 番（江川芳夫） も畑ですか。

○事務局（関田 毅君） 下は、これこの前許可……。

○事務局（藤間みゆき君） 資材置場。

○事務局（関田 毅君） まだ接合はしてなさそうなので、畑……。実際何も作ってなさそうです。

○1 1 番（江川芳夫君） 中のはもう終わっちゃっているんだよね。

○事務局（関田 毅君） 中は終わりました。

○1 1 番（柳田 浩君） さっき言った奥に入る人はいないでしょう。

○事務局（関田 毅君） 奥はもう大体、できちゃっているの。

○1 4 番（関口豊充君） できちゃっているんだ。

○2 番（江川芳夫君） 本当はこの申請、位置図の中に入っていれば分かるんだよ、どこまでが今。

○1 1 番（柳田 浩君） 全体がな。

○2 番（江川芳夫君） 全体がね。分からないこれじゃ。

○1 1 番（柳田 浩君） 記憶でやっているよね。

○1 4 番（関口豊充君） 何かえらい細く感じるから、出入りができるのかなと。

○1 1 番（柳田 浩君） まだ が残っちゃっているんだ。

○2 番（江川芳夫君） は残っているんだ。

○事務局（関田 毅君） の右上に四角くなっていると思うんですけれども、これはハウスなんです、それから北は全部そうだ。

○1 4 番（関口豊充君） も。

○2 番（江川芳夫君） はビニールハウスですか。

○14 番（関口豊充君） の上。

○7 番（佐久間尉匡君） はガラスのハウス。

○事務局（関田 毅君） がハウス。

これは、でもハウスだけ残っています。

○7 番（佐久間尉匡君） その右にもちょっとありましたね、右の。

○14 番（関口豊充君） だって、ハウスだって出入りがあるもんね。

了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8 番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 13 ページ及び土地利用計画図の 5－8 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松村文夫君） 8 番、松村です。

1 月 18 日に推進委員の峰岸さんと現地確認をし、代理人の さんから説明を受けました。周囲の環境や立地条件など、太陽光発電に適しており、建てたものであるとのこと。

現地は長年不耕作地となっておりましたが、現地調査時は草刈りもされておまして、きれいな状態となっておりました。

このようなことから適当と判断いたしました、ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図14ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、青地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も譲渡人がトマトやネギを作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

1月20日の日に、推進委員の金子さんと現地確認をやりました。現地は位置図の及びも、以前は稲作を作っていたみたいですが、今は草はちゃんと管理してまして、今は何も作っておりません。の隣ももう埋め立ててありまして、畑として使っています。のまた下隣りです。これも半分はもう埋められて、野菜畑になっておりまして、さんとさん、これ隣同士の家で、地番も隣なんですけれども、この物件も隣なんです。確かにもう埋め立ててあるので、作りにくいということで、畑にして野菜を作りたいと、ご両人ともそうおっしゃっていました。

やむを得ないかなと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の騎西地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、檀家用駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の駐車場に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江川芳夫君) 2番、江川です。

この案件につきましては、19日に、小坂推進委員と現地を、 の の と
立会いの下に調査をしてまいりました。

本件については、面積も大きいんですが、以前、 さんという方が持っておるんですが、作っているのは人に貸して、今まで違う人が大豆を作っている人がおったんですが、なかなかあまりできないということで、今回、贈与で、お寺の檀家として、お寺にあげたいという申出があったそうです。お寺さんとしても駐車場がくっついておりまして、配置図を見ていただくと分かるんですが、この住宅と書いてあります住宅の建物、その脇が車庫、これ全てお寺に隣接して、だから、この土地は入り口がないんです。 の畑を通過して今まで入ってきたと。これ所有者が違うので。よそのうちを借りながら入ってきて、今まで管理をしていたということで、ちゃんと耕うんされて今きれいな状態でありますので、ただ、お寺さんも今、ここに40台置ける駐車スペースあるんですが、もう少し広げたいということ

で、徐々に広げていきたいというふうにも話しておりました。

そんなところで、やむを得ないかなというふうに判断してまいりました。よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

ちょうど始まって1時間たちましたので、ちょっとここで暫時休憩を10分間入れたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午後3時2分

再開 午後3時13分

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは休憩を閉じます。

再開いたします。

_____ ◇ _____

○会長（小倉和夫君） 次に、11番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページから19ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地及び第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も譲渡人がバレイショやネギ等を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

1月20日、松村推進委員と、代理人であります さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。現地は土地が大変低いため、農機具もなかなか入りづらいということ、あと水はけが悪いため、耕作しづらいということで、農地改良をして畑にするという計画だそうです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番及び13番の原道地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは一括してご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図の5-12、5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接する雑種地と一体で太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接して

いることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

1月18日、松村推進委員と譲受人の代理人であります行政書士の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

申請地は草もなくきれいに管理はされておりました。譲渡人の さんと さんに関しましては、もうここでは耕作をしないということ、あと、 さんと さんは県外居住のため管理できないということで、今回の計画になりました。周辺は民家がありますが、話し合いをして承諾を得ているということです。大変面積も広く、太陽光を遮るものもありませんし、盛土もしなくて済むということです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、12番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、令和

4年2月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月20日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。現地で譲渡人の さん、譲受人の さんの代理の さんにお会いしていろいろお話を伺ってまいりました。この図面のところにある さんの長男が出るそうなんです。それで さんから土地を借りてうちを造るということで、話し合っただけです。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月19日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲渡人の さん、譲受人の さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。さんと2人は親子だそうでございます。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅3棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

1月19日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。現地で譲渡人の さんの旦那さんと さん、譲受人の の代理の さんの立会いの下、お話を伺つてまいりました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図24ページ25ページ及び先ほどお配りいたしました土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、10月の総会で中川の改修工事に伴い分筆が発生し、土地利用計画に疑義があるため審議保留となり、その後取下げた案件でございます。

今回、譲渡人が、土地の合筆を行って1筆にし、譲受人が売買により取得して太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、17日に坂田推進委員と2人で、譲受人の代理人であります氏に立ち会っていただきまして、内容の確認をさせていただきました。この案件は前回、取下げというか、見送られた件ですけれども、今度新しく改修計画に合わせた分筆がされた中での土地利用ということでございまして、現状の土地の利用状況、あと両サイド河川に囲まれた土地ということもありまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

電柱の場所がこの図面でいうと、 に入っているんですけども、これは所有者は別に問題はないんですかということで、今質問しました。

○11番（柳田 浩君） 現状は河川敷の土揚敷の道路がある中での土地の部分でございまして、電柱とかございませぬ。この辺については。ですから、今後引き込むという計画のようです。ですから、それが具体的にこの辺に引き込みたいというような計画みたいなんですけれども、そういう中ではいずれにしても、自分の土地なのか、どちらにするのか、人の、他人の土地をお借りするのか、また、間にも当然、電気が必要になってくるでしょうし、その辺は通常の電柱の建て替えの建てるのと同じようにやっていただけるものと思っております。

○4番（松本 昇君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございせんか。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけ。今、差し替えのこの図面いただいたんですが、これに今度は進入路と書いてあるんですけども、これはどこを指しているんですか、この例でいけば。位置図の を通って入るという解釈なんですか、これは。ここを と、 、今回の申請地は なんですけども、この侵入路の矢印、どういう意味なんですか。

○11番（柳田 浩君） 確認させていただいた段階では、写真が載っている図面だと思うんです、先に配られた。そうすると北の水路、河川が特に上に道路があります。その道路が右に、上に上がって中川の端に通じているんですけども、こういう道路が現状にあるというところですけども、今回、その中川が河川改修、約30メートル広げることによって、申請地という文字が書いてある部分が河川敷に変わると。それに合わせて、隣から来るこれ何堀か分からないけれども、そこをちょうど中川の合流地点この部分については、この進入路、矢印が書いてある部分の一部、河川として改修するとしたということなんです。

河川敷を通って、実際には土地利用として、農地として入ると。今も河川敷の中に管理用道路が入って、全て農地利用、土地、農地からも入れる、そういう状況ですから、これを基本的には延長するというふうに見させていただいております。

○2番（江川芳夫君） そうすると と、 というのは河川敷に名前が分からない川にくっついている、それが ですよ。これはそうすると国のものというか、

所有者は誰ですか。

あと、これは広げて、これも河川敷なんでしょうけれども、広げて。今は河川敷なんですか、今これは。

(「 」と言う人あり)

○2番(江川芳夫君) 。

(「 まで買収されたんでしょう」と言う人あり)

○2番(江川芳夫君) 買収しちゃったのかな。

○11番(柳田 浩君) そこは進入路という広がる部分で、細いのは多分、ここに筆があるんだと思うんです。

○2番(江川芳夫君) というのは下の細いところでしょう。

○11番(柳田 浩君) 両方合わせて河川敷に。

(「これ買収された」と言う人あり)

○11番(柳田 浩君) 買収されたか。

これ1級河川の中川なんです。ですから、国の財産なんですけれども、管理は1級河川のほうは県管理ということで、県が買収して、県名義にしているのか、登記簿自体が河川敷なのでちょっと謄本自体がないのでちょっといまいち分かりません。

○2番(江川芳夫君) そうするとこれもこの写真の図から言うと、左のほうから入ってくるんですよ、斜めに。

○11番(柳田 浩君) はい、そうです。

○2番(江川芳夫君) 河川敷のところに出て、今のところの国の敷地を横切って入ると。

○11番(柳田 浩君) はい。ただ現実問題は河川の整備がまず先ですから、だから、太陽光が先にできて、後から河川のほうができていたというイメージ。

○2番(江川芳夫君) しつこくて、すみません。

は、国の財産だとすると、国の許可をもらうんですか。

○事務局(前島勝己君) 先日、県土整備からも連絡がありまして、 には、ここを通過する場合には、県と協議して、許可を得るようにということでお話しはしているんですけども、今のところ、許可までは至っていないようですけれども、予定ではここから入りたいというような希望の図面になると思います。

○2番(江川芳夫君) 県は許可するんですか、これ。

○事務局(前島勝己君) 恐らく県のほうから最初にお話しがあり、駄目というようなお話し

していませんでしたので、可能かと思われます。確実に許可できるかという話になると、その辺は分かりません。

○11番（柳田 浩君） 多分、この土地、こういうL形での買収になったことによって、接道しない、この三角の土地になったと思うので、ここは許可して、使用させる案を県としても、国としても、なければ義務的に制度は発生するんだと思います。通ることは認めると。

○2番（江川芳夫君） 余談なんですけど、も線は入っていないけれども、これも分筆して、隣、となります。これも広がる、同じ幅で。

（「広がるよ」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 多分ね。

○11番（柳田 浩君） 河口の部分の だけみたいです。

○2番（江川芳夫君） は広がらないんだ。

○11番（柳田 浩君） そこはあくまでも、吐口のところをしっかりと護岸するために、広げるみたいです。

○2番（江川芳夫君） ああ、なるほど。

（「合流地点」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） だから、そこだけ広げて買収したというふうに伺っています。

○2番（江川芳夫君） じゃ、は買収しないんだ。このままだ。

○11番（柳田 浩君） 多分。

○2番（江川芳夫君） ああ、なるほど。

○11番（柳田 浩君） 将来は分からないですけども。

○2番（江川芳夫君） はい、了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

— ◇ —

◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第４号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計１９５筆、面積１３万８，８８３平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

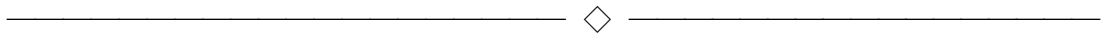
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第５号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限の規定にある

「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない。」ということに、佐久間尉匡委員と、早川初男委員と私、小倉和夫が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事の進行については、柳田職務代理にお願いをいたします。

(佐久間尉匡委員、早川初男委員、小倉和夫委員長退室)

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして、議事進行をいたしますのでよろしくお願いいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。

それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川委員。

○2番（江川芳夫君） 1点だけ。

騎西の案件で、 の 、 といつか株式会社……。

○職務代理（柳田 浩君） ページでおっしゃってもらってもいいですか。

○2番（江川芳夫君） 何ページなんだろう、33から、 の のやつを全部引き継ぐんですか。 、 の の というんですか、これどういう会社ですか。

○6番（嶋村 淨君） 私、知っている。

○2番（江川芳夫君） 。

○6番（嶋村 淨君） うん。もとは三重県、三重県の人なんです。 が引っ張ってき

たらしいんです。

(「マイク使って」と言う人あり)

○6番(嶋村 淨君) 私も聞いた話なんですけれども、もともとは三重県でやっていた方で、1回新聞か何かに出たのかな。 が紹介してこちらに引っ張ってきたらしいんですよ。今、200ヘクタール、もっとかな。相当やっているみたいですよというお話です。

○職務代理(柳田 浩君) どうでしょうか。そのほかにありますか。

○2番(江川芳夫君) がみんなやめちゃうんだ。

(「解散」と言う人あり)

○14番(関口豊充君) 残ったのが何人もいなくなっちゃったんだよね、 は。

○2番(江川芳夫君) この さんというのは、初めてじゃないでしょう。こちら、 でやっているんだ。

○局長(駒宮敏之君) これも又聞きの話なんですけれども、 という会社が三重県で本来やっていたところを、向こうは台風にかなり直撃を受けるので、そのリスクを分散ということも考えていたということは聞いています。

のほうに、 でしたか、そこが引っ張ってきたという経過は、聞いた話なんですけれども、もともと で展開を始めたという話です。

○2番(江川芳夫君) 会社の人員が何人とかと、会社の、そこまでないか。

○局長(駒宮敏之君) は 。

○事務局(関田 毅君) 加須市以外の借受農地は1町6反ぐらいあります。

○2番(江川芳夫君) ああ、もうやっているんだ。

○事務局(関田 毅君) やっています。

○14番(関口豊充君) なんかは、その従業員で入り込むみたい。

○2番(江川芳夫君) なるほど。

○14番(関口豊充君) 幸手のほうから来ていたやつはやめちゃって、向こうに引き上げちゃった。

○2番(江川芳夫君) の 君が代表でやっていたけれども、たたんだけれども、実際はまだやるんだ。

○14番(関口豊充君) 従業員で。

○2番(江川芳夫君) 従業員として、ああ、はいはい。

いや、全部やめちゃうようだったら、これどうなるのかなと思って。どんな会社だか分か

らなかったものですから、すみません、はい、ありがとうございます。

○職務代理（柳田 浩君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している小倉会長、佐久間委員、早川委員の入室をお願いします。

（佐久間尉匡委員、早川初男委員、小倉和夫委員長入室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） ご苦労さまでした。

次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の6ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について15件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、8ページをご覧ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、9ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、10ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について37件で、内容は

資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は、全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（駒宮敏之君） 議事が終わりました。小倉会長と職務代理、議事の進行、お疲れさまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、最後になりますが、職務代理のから閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には、長時間にわたりまして慎重なる審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時47分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年1月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 関 口 豊 充

署名委員 新 井 明 弘